

第56回国連婦人の地位委員会
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議
(和文仮訳)

2012年3月9日採択

国連婦人の地位委員会は、

(前文)

- ◆ 自然災害は人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、しばしば、女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々に、より直接的かつ負の影響を与えること、また、自然災害は、ジェンダー不平等、男女の固定的性別役割、女性に対する差別により、適切な情報、経済的機会への平等なアクセスの不足、貧困と社会的排除、安全、異なる家族責任等、関連するリスクや脆弱性に関して、男女にしばしば異なる影響を及ぼすことに留意し、
- ◆ 北京行動綱領及び第23回国連特別総会成果文書における、自然災害に影響を受けた女性・女兒に関するコミットメントを再確認し、同特別総会成果文書が災害の予防、軽減、復旧・復興戦略にジェンダーの視点を含めることの必要性を強調したことについても再確認し、
- ◆ 2002年3月15日の第46回国連婦人の地位委員会(CSW)合意結論、2005年3月11日のCSW決議49/5及び2011年3月4日のCSW決議55/1「気候変動に関する政策・戦略におけるジェンダー平等主流化と女性のエンパワーメント促進」、2005年1月に神戸で開催された国連防災世界会議で採択された兵庫宣言及び兵庫行動枠組2005-2015並びにA/RES/66/9及びA/RES/66/120を含む関連の総会決議を想起し、
- ◆ 2011年3月11日の東日本大震災や、その他最近人道支援アピールが行われたものを含む、世界の全ての地域の自然災害への救助及び復旧・復興努力において、被災国の対応や国際社会からよせられた支援・援助を歓迎しつつ、一方で、ジェンダーに配慮した災害管理を含む、それらの対応における更なる取組の重要性を強調し、
- ◆ 防災、災害救援、復旧・復興のあらゆる段階において女性、及び、子ども、高齢者、障害者を含む脆弱な人々の特有のニーズを平等に考慮すること、それらの人々が各段階に参加する平等な機会を確保すること、及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進し、コミュニティの回復力を強化し、災害に対する社会の脆弱性を減少させるような、人々の絆に支えられ、コミュニティを基盤とした包摂型の社会造りを行うために、人間中心の包括的なアプローチを求めることの重要性を強調し、

(主文)

1. 女性が防災(災害予防、軽減、事前準備)、災害救援、修復と再建を含む復旧・復興において極めて重要な役割を果たすこと、また、特にジェンダー平

等と女性のエンパワーメントを進めるために、女性が災害に対処する能力を強化する必要があることを認識。

2. 各国政府，及び適当な場合は国連機関，NGO，民間セクターを含む市民社会，その他関係者に対し，以下の取組を求める。
 - (a). 国の政策，戦略，計画を見直し，自然災害が女性と男性に与える異なるインパクトを考慮しつつ，防災，災害救援，復旧・復興に関する政策，計画，予算にジェンダーの視点を取り入れるような措置をとる。
 - (b). 防災，災害救援，復旧・復興に関する，資源の配分に関するものを含むすべてのレベルにおける意思決定に，女性の平等な参画の機会を確保する。
 - (c). 防災（災害予防，軽減，事前準備），災害救援，復旧・復興にジェンダーに配慮したアプローチを適用するため，すべてのレベルの関係機関の能力を強化し，関係者の意識を高め，関係機関間の連携を促進する。
 - (d). 防災（災害予防，軽減，事前準備），災害救援，復旧・復興のあらゆる段階において，女性・女兒がすべての人権を完全に享受できるよう確保する。
 - (e). 災害救援への男女の平等なアクセスを保証し，食糧・物資，水と衛生，シェルターの設置と管理，安全・治安，身体的，精神的及び緊急のヘルスケア（性と生殖に関する健康を含む）等の提供に際し，特に妊産婦，授乳中の女性，幼児のいる家庭，母子・父子家庭，未亡人のニーズに注意を払いつつ，女性のニーズ，視点，全ての人権の享受に完全に配慮した災害救援と復旧・復興支援を実施するよう最大限努力し，その際，女性の専門家の関与やフィールド・ワーカーのジェンダーバランスを奨励する。
 - (f). 災害後の状況において，性やジェンダーに基づく暴力や，人身取引のリスク，女兒，保護者のいない子どもや孤児の特別の脆弱性を含む，様々な形態の搾取の予防に特別に注意を払うよう確保する。
 - (g). 災害後の状況において，女性が再度被害者にならないよう女性のニーズを考慮し，性やジェンダーに基づく暴力の被害者の保護，ケア及び支援，さらに，適切な場合には，被害者に対し，特に取調べ，起訴における支援のための法的サービスやその他関連サービスの提供を確保する。
 - (h). 男女に平等な経済的機会を保証することを支援するため，職業訓練や技能訓練を含め，ジェンダーに配慮した経済的復旧・復興プロジェクト等を策定，実施，評価し，その際，女性の社会・経済的プロセスにおける役割に応じて，正規雇用部門への女性の迅速な統合・再統合への障害を取り除くことに注意し，また自然災害が引き起こす可能性のある都市と農村間の人の移動を考慮する。
 - (i). コミュニティ・ベースのビジネス，必要な社会的サービスの構築及び市場，信用，その他金融サービスへのアクセスへの支援を通じ，自然災害の影響を受けた女性，特に農村女性の収入創出及び雇用機会を促進する。
 - (j). 自然災害早期警報システムへの男女の平等なアクセスを確保し，男女の固有のニーズや視点，全ての人権を考慮した防災計画を促進し，科学技術分野を含め，ジェンダーに配慮した防災に関する住民意識を高め，すべてのレベ

- ルで訓練を提供する。
- (k). 防災に関する情報，訓練，公教育，ノンフォーマル教育への女性・女児の平等なアクセスと利用を確保し，女性・女児がこれらのリソースを完全に活用できるようにする。
 - (l). 性別，年齢別，障害別の人口・社会経済統計を体系的に収集するとともに，ジェンダーに配慮したニーズ評価と計画策定過程等を通じ，ジェンダー指標の開発とジェンダーによる差異の分析を継続し，これらの情報を防災，災害管理政策やプログラムに統合する。
 - (m). ジェンダーの視点から災害救援を記録，評価するとともに，好事例，教訓，防災のための技術を含むツールに関する情報を国内，地域，国際的に広く共有し，それら情報の防災計画への統合を促進及び確保する。
 - (n). 災害管理，および女性の完全な参画を確保する包摂的で災害に強い社会造りの促進に際して，コミュニティー・ベースの組織，女性団体やボランティアを含む市民社会の役割を認識し，更にこれを促進する。
 - (o). 特に女性のニーズに対応するための，女性の専門家やボランティアの重要な役割を認識し，災害予防，軽減，事前準備を含む防災，災害救援，復旧・復興における，彼らの更なる参加を奨励する。
 - (p). 防災，災害救援，復旧・復興のすべての局面においてジェンダーの視点を強化するため，各国政府，国連機関，NGOや民間部門を含む市民社会等その他すべての関係者の間で，建設的なパートナーシップを構築する。
3. 各国政府，地方自治体，国連システム，地域機関に対し，また資金援助国やその他の支援国に対し，それぞれの防災，災害救援，復旧・復興の取組において，被災国政府と協力して，ジェンダーに配慮した計画策定，資源配分を通じて，女性・女児の脆弱性や能力に対応するよう奨励する。
 4. すべての関係国連機関に対し，それぞれのマンデートに応じて，防災，災害救援，復旧・復興のすべての局面において，引き続きジェンダー視点の主流化を確保するよう要請する。
 5. 国連システム，加盟国その他関係者に対し，2015年の第3回国連防災世界会議を含む，防災に関する取組において，引き続きジェンダーの視点の取り入れを促進するよう要請する。
 6. 事務総長に対し，既存の国連の枠組みの中で，自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題に更にどう対応するかを提案を含め，本決議の実施について，第58回婦人の地位委員会に報告することを要請する。